

令和5年度 えびの市介護人材確保対策

★市では介護人材確保対策として、下記の3つの事業を行っています。

①えびの市介護人材確保推進事業

市内の介護事業所での就労を希望する方を支援し、介護福祉士を確保するため、奨学金の返還に対し補助金を交付します。

1. 対象者

市内の介護事業所で就労する介護福祉士で、次の全てに該当する方で、就労開始後2年を経過しない方

- (1) 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号）に基づく厚生労働大臣が指定する2年制以上の養成施設に進学するにあたり、奨学金の貸与を受けた者で、その返済期間が5年以上の方
- (2) 養成施設を卒業し、市内の介護事業所に正規職員として採用された方で、当該事業所に就業開始日を起算として5年以上継続して就業する予定の方
- (3) 介護福祉士の資格を取得した方
- (4) 他に奨学金返還に係る補助を受けていない方



2. 対象となる奨学金

- (1) 日本学生支援機構奨学金
- (2) あしなが育英会奨学金
- (3) 交通遺児育英会奨学金
- (4) 市町村が貸与する奨学金
- (5) 市長が対象と認める奨学金

3. 補助額

1人当たり年額144,000円以内（5年総額で720,000円を限度）

※予算の範囲内となります。

※返還金額（利子を含む。）が限度額を下回る場合は、その金額。

4. 補助の条件

採用後5年を待たず介護事業所を退職した場合は、退職した日の属する年度以降の補助金は交付しません。ただし、既に交付済の補助金についての返還は、求めません。

5. 申請書類

- ・えびの市介護人材確保推進事業補助金交付申請書
- ・奨学金貸与機関が発行する奨学金貸与を証するものの写し
- ・当該年度の返還金額が確認できるもの
- ・就業先が発行する、えびの市介護人材確保推進事業補助金就業証明書
- ・介護福祉士登録証の写し

②えびの市介護福祉士就職支度金支給事業

市内介護事業所における介護福祉士の確保を目的に、就職内定者に対し就職準備等の費用として支度金を支給します。

1. 対象者

市内の介護事業所へ令和5年4月1日以降に正規職員及び非正規職員として就職が内定している方で、次に該当する方は対象となりません。

- (1) 社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会及びその他の団体から、就職準備金の貸付を受ける方
- (2) 市内の介護事業所を自己都合又は就業規則に違反して、解雇された方で、退職した日から別の事業所への採用予定日までが1年を経過しない方
- (3) 市内の事業所での勤務の期間が3年以上見込めない方

2. 支給額

1人当たり200,000円

3. 支給の条件

えびの市無料職業紹介所への求職の申込みが必要となります。

4. 返還の条件

次のいずれかに該当するときは、支給を受けた支度金の全額を返還することになります。

- (1) 採用される日までの間に、採用を辞退し、又は採用を取り消されたとき。
- (2) 採用される日までの間に、死亡したとき。
- (3) 採用されて業務に従事し、3年間を経過するまでの間に次のいずれかに該当したとき。
 - ア 本人の自己都合により退職したとき。
 - イ 事業所の就業規則に違反し、解雇されたとき。
 - ウ 申請した内容について虚偽が発覚したとき。

5. 申請書類

- ・就職支度金支給申請書 ・保証書 ・誓約書 ・連帯保証人の印鑑登録証明書
- ・連帯保証人の所得証明書 ・介護福祉士登録証の写し ・就職支度金利用計画書
- ・雇用（内定）に関する証明書

③えびの市介護職員初任者研修受講料助成事業

介護職を希望している方、家族介護で知識を習得したい方を支援するため、介護職員初任者研修受講料の全額を助成します。

1. 対象者

- (1) 都道府県知事から指定を受けた介護員養成研修事業者が実施する介護職員初任者研修を修了した方
- (2) 助成金申請時において、1年以上市内に居住及び住民登録をしている方

2. 助成額

介護職員初任者研修受講料の全額

※教育訓練給付金を受給されている方は、受講料額から給付金を控除した額の全額を助成

3. 申請書類

- (1) 介護職員初任者研修受講料助成金申請書
- (2) 介護職員初任者研修修了証明書の写し
- (3) 介護職員初任者研修受講料領収書の写し



お問い合わせ先

えびの市役所 介護保険課 介護保険係

電話：0984-35-1112（直通）